

地方創生関連交付金事業の効果検証について

令和元年8月1日
企 画 部

地方創生関連交付金を活用した事業の効果検証に係る対象事業、事業効果区分及び判定基準等は下記のとおりとする。

記

1 効果検証の考え方

地方創生関連交付金を活用した事業について、各年度の取組状況、関連指標(KPI)の達成状況、事業効果等を沖縄県地方創生推進会議に報告し、有識者の意見等を踏まえ、当該交付金事業の効果的な推進を図る。

2 対象事業

地方創生推進交付金を活用した事業(細事業毎)

3 事業効果の判定について

(1) 事業効果区分と判定基準

事業効果区分	判定基準
①非常に効果的であった	関連指標の達成率が90%以上の場合
②相当程度効果があった	関連指標の達成率が60%以上90%未満の場合
③効果があった	関連指標の達成率が60%未満の場合 定性的な観点等から効果が認められる場合
④効果がなかった	関連指標の達成率が0%以下であり、定性的な観点等からも効果が認められない場合

(注) 同一事業に複数の関連指標が設定されている場合、達成率の平均値により判定する。

<各関連指標の達成率の算出方法>

- ①当初値があるもの 「(実績値－当初値)÷(目標値－当初値)」
②当初値がないもの 「実績値÷目標値」

(例)

	①当初値	②目標値	③実績値	達成率
海外観光客数	100万人	200万人	250万人	$(③ - ①) \div (② - ①) = 150.0\%$
観光ルートモデル商品造成	－	2件	4件	$③ \div ② = 200.0\%$